

令和 5 年 6 月 19 日現在

機関番号：12601

研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）

研究期間：2018～2022

課題番号：17KK0063

研究課題名（和文）贈与に対する法学的アプローチの再検討 フランス法における家族内贈与と慈善目的贈与

研究課題名（英文）Rethinking about legal approaches to Gift : Researches on French family law and charity law

研究代表者

齋藤 哲志 (Saito, Tetsushi)

東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授

研究者番号：50401013

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 9,600,000円

渡航期間： 12ヶ月

研究成果の概要（和文）：本研究は、互酬性を背景とした連鎖的な強制的契機を強調する人類学・社会学の贈与論を、贈与を一時的で自由な契約と構成する法学に対する異議申し立てと捉え返した。その上で、フランス法を素材として、贈与がもたらす権威的関係を掣肘する法的機制を、「家族内贈与」「慈善目的贈与」それぞれの分野において明らかにしようと試みた。研究期間中に出来た新規の事象を取り込んだ結果、問いの重心はシフトすることになったが、贈与論を法学の分析に活用するという本研究の視角は高い有用性を発揮した。一方で家族内での無償のケア労働への報償の限界が、他方で遺留分廃止論にみられた慈善目的贈与との連関が明らかにされた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は大きく4点に分けられる。第一に、わが国の2018年相続法改正の分析・発信を目的し、研究滞在中に複数の研究報告・論文執筆を行った。第二に、「無償ケア労働への報償」という課題につき、フランス法との照合から、通例批判される「相続時までの清算の先送り」にむしる利点を見出した。第三に、フランス法における贈与と分割の実態調査から、世代を跨いだ贈与の意義を明らかにした。第四に、フランスにおける遺留分廃止論につき、フィランソロビーの勸奨という政策動機を相対化しつつ、「遺留分による自由」という新たな視角を提示した。

研究成果の概要（英文）： This research rethought the gift theory of anthropology and sociology, which emphasizes the chain coercion based on reciprocity, as an objection to jurisprudence that constitutes gifts as a one-time, free contract. Based on this, we attempted to clarify the legal mechanisms to neutralize the authoritative relationship brought about by gifts, in the fields of "intra-family gifts" and "gifts for charitable purposes," respectively, using French law as material. Although the center of gravity of the question shifted as a result of incorporating new events that occurred during the research period, the perspective of this study proved highly useful. On the one hand, the limits of rewarding free care work within the family were clarified, and on the other hand, the linkage with gifts for charitable purposes as seen in the claim for the abolition of "reserve hereditaire" was identified.

研究分野：フランス法、比較法

キーワード：フランス法 家族財産法 家族内贈与 慈善目的贈与 遺留分 ケア労働 世代を跨ぐ贈与 生殖補助

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は、科学研究費補助金・基盤研究 C「贈与に対する法学的アプローチの再検討」(2014-2018年度)の動機・課題を継承しつつ、射程を拡大することを目的として計画されたものである。互酬性を背景とした連鎖的な強制の契機を強調する人類学・社会学の贈与研究を、贈与を一時的で自由な契約と構成する法学に対する異議申し立てと捉え返した。その上で、フランス法を素材として、贈与がもたらす権威的關係を掣肘する法的機制を明らかにしようと試みた。具体的課題としては、一方で「家族内贈与」を、他方で「慈善目的贈与」を掲げ、各分野の法制度・慣行の意義の把握を目指した。

(2) 課題の遂行に当たっては、フランス・パリ第2大学及びパリ第13大学にて研究を行い、それぞれソフィー・ゴドゥメ Sophie Gaudemet 教授、ムスタファ・メキ Mustapha Mekki 教授との定期的な意見交換を通じて、問いの深化、新規事象についての知見の獲得、研究者・実務家に対する聞き取り調査への助言を得るものとした。本研究費による研究滞りは、他用務やコロナ禍の影響で数度の中断を挟み、以下の期間で実施された。2019年8月27日～2019年1月15日、2019年9月27日～2019年11月16日、2019年12月17日～2020年3月18日、2020年6月21日～2020年7月10日。

## 2. 研究の目的

研究開始時においては、具体的目的として、以下の3点を掲げた。

### (1) 目的 : 家族内贈与の網羅的把握

既に上述の基盤研究 C で得られていた知見(特に夫婦間贈与の実態)を踏まえつつ、家族財産法上問題となる贈与の諸事例を網羅し、それぞれを関連付けることを目的とした。とりわけ、贈与分割に着目し、「贈与の権威的關係を公証人という中立的な第三者が中和する」との仮説の検証を図るものとした。さらに「贈与」の語を広義に解し、財の移転に限定せず、家族内に日常的に現れる無償の活動(ケア労働等)までも視野に収めることとした。

### (2) 目的 : 慈善目的贈与における団体の機能

上記の家族内贈与と対抗的な課題として、新たに慈善目的の贈与を扱うこととし、なかでも非営利団体・財団の機能の解明を目指した。ここでも人類学・社会学の成果を踏まえた。すなわち、団体の存在が二つの贈与を切断することに着目した。入口たる寄附の受領と出口たる無償サービスの提供とをそれぞれ別個の贈与として把握することで、とりわけ、出口で受益する者が多く、返礼義務を果たせないことによる負の感情(侮蔑、劣等感)が馴致される、との理解である。この言明を実態調査に基づいて法学の観点から検証し、言語化することを企図した。

### (3) 目的 : 贈与をめぐる日仏比較法

以上二点の課題は、日本法との対照を通じて比較法へと発展されるべきである。本研究費の趣旨に鑑みて現地での発信を重視することとした。出発点に位置づけられたのは、渡仏直前に成立した2018年の相続法改正であり、そこでの贈与の位置づけであった。この改正では、一方で、夫婦財産関係の清算の観点からの配偶者相続分積み増しが断念され、贈与の活用(持戻し免除の意思表示の推定)に舵が切られた。他方で、相続人ではない「家族」に対する報償を実現すべく特別寄与料の制度が作られた。フランス滞在中に積極的に報告の機会獲得に努め、比較の相の下で分析・紹介するものとした。

## 3. 研究の方法

### (1) 課題の深化と方法の模索

#### ① 目的・間の比重の見直し

研究当初は、目的と目的とのバランスは概ね同等と考えていた。しかし、滞在開始の比較的早い段階で、目的に関する研究報告の日程が組まれたことから、わが国の2018年相続法改正に関する知見の整理を行うことになり、これを機縁として見直しを行うことになった。特に、特別寄与料の制度との比較の観点から、家族内での介護・療養看護への報償の問題にフォーカスすることとした。こうした課題への展開は、当初より予期されていたことではあるものの、これを新たな軸とすることに労力を割いたため、結果として、フランス法に関する二つの検討課題のうち、目的に割かれるウェイトが大きくなった。

#### ② 目的・間の接合

その一方で、目的については、当初のものとは異なる視角を得た。というのも、滞在開始の初期は、司法大臣からの諮問により組織された遺留分に関する検討グループの作業が大詰めを迎える時期であった。ゴドゥメ教授もメンバーであり、また、パリ第2大学で知遇を得たセシル・ペレス Cécile Pérès 教授が座長を務めていたこともあり、両教授との協働は自ずとこのテーマを扱うものとなった。

この主題が目的 II と関連することは一見して自明でない。しかし実は、処分者の自由を拡大すべく遺留分を制限する、さらには廃止する旨の提案は、「フィランソロピー」すなわち慈善目的贈与の勸奨・優遇の観点からなされたものであった。外部からは自明ではない政策連関に対する気づきは、長期の現地滞在中の端的な効用といってよい。以上の背景から、目的ととを対立

的に捉えるのではなく、連続して捉えるよう方針を転換した。

## (2) 具体的方法

### ① 目的 について

報償の問題へのシフトは、人類学・社会学における近時の課題意識とも合致し、多数の有力な先行研究を扱うことができた (cf. 理論的側面につき J.-T. Gobout、家族内介護に関する質的研究につき F. Weber)。ペレス教授をはじめとするパリ第2大学法社会学研究室のメンバーとの交流も大きかった。

元来の課題であった公証人による贈与慣行の統御については、上記の課題の深化に伴って、家族内の無償サービスに対する報償の観点かどの程度みられるかを問いとした。質問票では、日本法の現状を踏まえて問題を喚起しつつ、フランス法の実態について教示を求めた。これを基に、一方で、滞在機関において、また、研究報告のための出張の機会 (ナント大学、ポルドー大学、サンティエヌヌ大学など) を利用して、家族財産法分野の研究者からの調査を実施した。他方で、対象となる実務家を見出すことは想定よりも困難であったが、協力者の紹介も得ながら、公証人、弁護士から聞き取りを行った。

### ② 目的 について

上述の検討グループの報告書が2019年12月に公表された。各分野の専門家からの聴取を含む極めて大部の報告書であったところ、その検討に多くの時間を費やすことになった。その過程では、背景にあった慈善目的贈与の勸奨という文脈に逆行することとし、シンクタンク発の遺留分廃止論 (Génération Libre、*Supprimer la réserve héréditaire*)、経済学における「遺産社会論」の (ときに恣意的な) 援用についても検討を加えた。

帰国後には、遺留分報告書と同時並行で準備され、2020年6月に提出 (先行公表は2月) された「フランス式フィランソロピー」報告書 (首相の諮問の下、国民議会議員が担当) との対照を行った。コロナ禍もあり、これらの検討から得られた新たな問いを調査に反映することはできていないが、今後新たな研究課題を策定し、早期の進展を図るものとする。

### ③ 目的 について

既述のとおり、2018年の日本の相続法改正につき、配偶者相続権、特別寄与料、遺留分侵害のサンクションの金銭債権化、自筆証書遺言保管制度など、各論点を扱う複数の研究報告を、招待講演・国際学会双方の形態で実施した。いうまでもないが、自国法につき明確な問いを持って具体的論点を展開することができれば、聴衆でもある聞き取り対象者とのやり取りをスムーズに展開することができる。本課題にとっては遠回りにみえるが、比較されるべき対象を詳細かつ丁寧に提示することは、相手方の興味を的確に喚起しうる点で、フランス法の状況把握にとっても有用であった。比較法研究への発展のために必要不可欠な作業でもあった。

## 4. 研究成果

### (1) 無償サービスに対する報償の実現

#### ① 家族内贈与における処遇

上述のとおり、調査にあたっては、日本の相続法改正の紹介を呼び水とした。あらためて整理すれば、夫婦財産の清算、被相続人に対する寄与の清算を強調し、法定相続制度の枠内での互酬性の実現という視点を提示した。

フランス法ではどうか。婚姻中の財産関係の清算が夫婦財産法の問題であることはいうまでもない (この点については成果を反映した共著書『フランス夫婦財産法』がある)。これに対して、後者については、家族経営企業 (農業等を含む) における無償労務への報酬を相続財産から回収させる「延払い賃金 (salaire différé)」制度と、不当利得法の活用とを考えうるにすぎず、老親介護負担は、相続法上の問題として意識されてさえいないという。すると当然ながら、本課題が設定した「扶養・介護と贈与分割との接合」という視角も成立しない。この誤算が貴重であるのは、寄与分を通じた清算を「相続人間の平等」の下に語る日本法の特異性が析出されるためである。フランス法上の「相続人間の平等」は遺産分割からえられる財のそれであり、贈与分割においても同様である。むしろ贈与分割は遺留分を尊重することで平等の砦となっている。

では、報償を意図した「不平等な財産移転」の実務はまったく存在しないのか。調査では、「報酬的贈与 donation rémunératoire」の法理 (これについては、基課題である基盤Cにおいて、夫婦間贈与に即して検討を施していたことが役立った) を通じて贈与の性質決定を奪うことで当該財産移転の贈与分割財産該当性を失わせるという事例が確認された。

#### ② 過去の政策事例からの視座

その一方で、ケア労働の外部化の試みの挫折から示唆を得ることができた。2001年の介護給付法の改正において、家族構成員 (ただし配偶者・内縁パートナーを除く) を介護提供者とし、この者に「個別的自律化給付 (allocation personnalisée d'autonomie, APA)」を付与するとの規律が設けられたことはわが国にも紹介がある (原田啓一郎「フランスの高齢者介護制度の展開と課題」海外社会保障研究 161号、2007)。家族による介護の有償化を志向するこのオルタナティブは、必ずしも成果を挙げなかった。というのも、無償労働の分担ではなく、特定のメンバーへの押し付けをもたらしたからである。さらに、例えば、稼働能力に乏しいメンバーが、介護提供者として相応しいといった予断を強化してしまう (cf. S. Pennec, *L'institutionnalisation du salaire filial, Gérontologie et Société*, n° 104, 2003)。

この過去の政策事例から、次のような観察を引き出すことができる。贈与の枠組みから外れて即時の対価付与に移行することは、当然ながら、負担者を固定化する。翻って、あえて「返す義務」の清算を相続の発生の時点まで先延ばしすることで(もちろん積極財産が遺されることが前提ではあるが)、ケアを「与えていない」他のメンバーに負債の意識を残すことが可能となる。

### ③ 新たな日仏比較へ

研究当初は、特に贈与分割を念頭において、将来の紛争を見越した事前の差配、しかも中立的な第三者の後ろ盾の下での合意形成の利点を強調することしかできていなかった。これに対して、以上の知見は当初の見立てを大きく相対化する。対価ないし「返す義務」の清算を、法定相続のプロセスにまで先送りしつつ、集中的に行うことに、積極的な意義をみいだすことができるからである。フランスでも延払い賃金の制度や不当利得が使われる、との上述の知見と整合する。さらに、寄与分や特別寄与料によって、また相続権を過去の貢献への報償とみる「対価的相続観」を強く意識させる元来の日本法の構造を再評価することにつながる。当初の想定からみれば意外な形で、比較贈与法の構築という本課題のゴールにたどり着くことができた。

## (2) 世代を跨ぐ贈与

### ① 2006年法の新機軸とその現状

贈与分割に関する検討は、他の活用事例へと目を向けさせた(以下については、共編著『現代法の論点』所収論文がある)。フランスにおける直近の相続法・恵与法改正は2006年の法律であるが、立法時の政策課題として、若い世代への早期の財の移転が謳われた。

これを実現する施策として、一方で、相続放棄を新たに代襲原因としたことが挙げられる。これにより、放棄者が相続人として得るはずであった財産は、自身の推定相続人(被相続人からみれば孫)に移転される。法定の移転原因であるから、テクニカルな意味での「恵与」(日本法からすれば「特別受益」)には含まれないが、無償の財産移転であることに変わりはなく、広義では贈与といえる。むしろ逆に、「恵与」という性質決定が排されるために、持戻しの対象から外れ、遺留分減殺も不要となるから、優遇措置である。

もう一方の道具立ては、本課題が追いかけてきた贈与分割の活用である。この場に、「推定相続人の推定相続人」、つまり処分者にとって孫世代を招致することができるものとされた(高齢社会ではもう一世代先の招致もありうる)。「世代を跨ぐ贈与分割 *donation-partage transgénérationnelle*」という。贈与分割の基本的な効果として、対象とされた財の価額評価の優遇を得ることができる。ただし、租税法上の優遇が貧弱なこともあり、必ずしも成功をみていない。

以上については、上記のペレス教授が長となり、これまたゴドゥメ教授が参画された法社会学的調査(*Renonciation et succession*, 2017)が基本文献である。疑問点についての教示を求めるなど、研究交流の中で多くの示唆を得たことを特筆しておく。

### ② 人類学・社会学から法学へ

世代を超えた承継を予め仕組むことは、贈与論の観点からは次のように評価される。鍵を握るのは直近の推定相続人である。彼らにとってみれば、贈与分割の主宰者である親から得た過去の無償のサービス、要するに子として受けた扶養につき、「返す義務」を負っていると考えることができる。これを老親に対するケアで清算する、というモデルが普遍的であろう。しかし、これとは異なり、人類学・社会学を参照すると、「返す義務」は与えた者を相手方として実現する必要はなく、別の受益者に与えることで清算できる、との理解がみられる(cf. D. Delphine, *La logique du don dans la transmission des entreprises familiales, Sociétés Contemporaines* n° 62, 2006)。つまり、後続世代に与えることが先行世代への返礼を意味する。上述の政策的動機をオーソライズするものであると同時に、ケア労働で「返す」という発想を相対化する。

この観点を法学的に捉え返すには、再び中間者である直近の相続人に着目する必要がある。すなわち、この中間的存在は、「返す義務」の受益者につき選択権を享受する。上述のとおり、相続放棄という一方的意思表示によって、あるいは、世代を跨ぐ贈与分割という合意によって、自身と後続世代が構成する「*souche*」(系(*ligne*))としての家族から、特定の者を取り出し、それを頂点とする後続世代の一団を指す。通常は「株」と訳される)の自由な編成権を行使している、と整理されることになる。さらに、相続法上の単位は、相続人個人ではなく「*souche*」である、との新たな観点を提示することもできる。

## (3) 遺留分制度の意義

### ① フィランソロピーの勸奨という言説の実際

上述したように、近時の遺産社会、格差の世代間再生産の告発を背景として、フィランソロピーの勸奨が語られる。換言すれば、巨額の富を家族内に留保することへの批判を、非営利セクターへの慈善目的の財産移転によって中和しようとする。このとき槍玉に挙げられたのが遺留分であった。容易に理解できるように、遺留分による処分者の自由の制限は、フィランソロピーへの出捐を押しとどめるという帰結をもたらすからである。

以上の見立ては、「アメリカでは可能なことがフランスではできていない」という素朴な発想を背景としつつ、大陸法諸国における財産承継制度を批判して、英米法諸国のそれを称揚するという形で展開されていた。しかし、処分の自由を原則とする英米法モデルとチャリティーの繁茂とが論理必然的な関係にないことはもちろんである。自由が家族内での処分に活用されれば遺

産社会が強化される。当該社会において非営利セクターが担う部分は別の社会では国家が担っている、との観察も容易である。遺留分廃止の主張が相続税批判と組み合わせられるに至ると、フィランソロピー勸奨論には疑念の目が向けられざるをえない。

## ② 遺留分根拠論の更新

遺留分廃止論は、ある意味では粗雑ながらその”派手さ”もあり一定の支持を集めていた。これに対峙することが法律家に求められていた。2019年の遺留分報告書は安易な要約を許さない豊穡なものであるが、本研究の視角からは以下の2つの根拠論が重要である。

第一は、遺留分は家族間の合意形成に当たってのベースラインを提供し、引いては家族内の平和を実現する、との理解である。一定の取り分が確保されることで、紛争が予防される。さらに、処分者とともにする贈与と分割であれ、通常の遺産分割であれ、公証人は、遺留分の存在を喚起することで、顕著に不平等を取り決めに抑止することが可能となる。聞き取りに際してもほぼすべての対象者が強調していた点である。

第二に、遺留分による平等に加えて、「遺留分による自由」が強調されている。一方で、被相続人にとっては、「自由分」（相続財産から遺留分を差し引いた残りを指す）が予め定まっていることで、多額の恵与を引きだそうとする周囲からの干渉を押しとどめることができる。例えば、認知症に陥った者に対するフィランソロピー団体からの籠絡の事案を想起すればよい。

他方で、遺留分権利者にとっては、親である将来の被相続人からの「与える」「与えない」という賞罰からの解放を意味する。贈与に対する「返す義務」の履行として特定の価値（信教・文化に関わるもの、性的志向など）が強制されることもある。報告書における「遺留分廃止は、子の親に対する武器を奪う」という表現は、贈与を通じた賞罰の危険にフォーカスするものといえよう。以上の整理は、贈与論から法学へアプローチする本研究の視角に顕著に符号するものと評価しうる。

## （４）派生的成果

コロナ禍の特例で二年の延長を認めていただいた。研究は自ずと広がりを見せることになり、以下のような派生的成果を得た。

### ① 他の贈与事例への展開

家族・贈与という本研究の視角を別方向に展開した。生殖補助医療、とりわけ第三者ドナーによる配偶子提供を主題化した。日本の状況（2020年の民法特例法、ドナー不足問題）につきフランス語で招待講演を、フランスの状況（2021年生命倫理法改正によるドナーの匿名性解除、女性カップルによるAIDの利用と親子関係）につき日本語で、招待講演・論文執筆の機会を得た。また、家族内贈与の権威的関係の中和という問題設定に関係するものとして、裁判外紛争処理手続に関するフランスの辞典への寄稿がある。日本の家庭裁判所における調停の項目を担当した。

### ② 他の非営利活動への展開

本研究開始当時の所属機関の招聘により、ムスタファ・メキ教授の来日を実現することができた。フランスにおける近時の気候変動訴訟を主題とする講演から、そこでの非営利団体の活動実態など、本研究に対して多くの示唆を得た。同教授との今後の共同研究に発展させることができる。

### ③ 日仏比較法の実践

本課題の申請時にも記した「比較法研究者としてのキャリア充実」という終極的目標に沿うものとして、最終年度に開催または参加した研究集会を挙げることができる。渡航制限の緩和から間もない時期で、延期を重ねていた企画が実現した。本課題に密接に関連するものとしては、(1) 「特種な契約」を主題とする研究集会において、家族財産法上の契約・合意の活用を論ずる報告を担当し、特に日本法上の信託を主題とした。(2) 企画・組織の責任者として開催した性的マイノリティーの権利保障をテーマとする大規模な日仏国際研究集会がある。個人の報告としては、婚姻の外で財産法上の保護を得ることの困難を論じた。(3) 社会法分野での比較法方法論を主題とする日仏研究集会において、民事法の観点から日本法にとっての外国法研究の意義を反省するコメントを行った。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 齋藤哲志	4. 巻 32
2. 論文標題 立法紹介 生殖補助・親子—生命倫理に関する2021年8月2日の法律第1017号	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tetsushi Saito, Eri Kasagi, Takeshi Fujitani et Lisa Oshima	4. 巻 69
2. 論文標題 Solidarite et famille au Japon	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Travaux de l'Association Henri Capitant	6. 最初と最後の頁 161-182
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齋藤哲志	4. 巻 34
2. 論文標題 「死者の生かし方—フランス相続法における人格承継原理の射程」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 168-176
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tetsushi Saito	4. 巻 2019-9
2. 論文標題 La reforme du droit des successions et des liberalites au Japon : presentation de la loi du 13 juillet 2018	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Lamy Revue Juridique Personne & Famille	6. 最初と最後の頁 5-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tetsushi Saito et Ippei Ohsawa	4. 巻 68
2. 論文標題 Vulnerabilite et aptitude : rapport japonais	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Travaux de l' Association Henri Capitant	6. 最初と最後の頁 227-244
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齋藤哲志	4. 巻 26
2. 論文標題 「企画の趣旨：フランス民法の最新動向―債権関係・相続関係」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 188-188
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ソフィーゴドゥメ、酒巻修也 (翻訳)、齋藤哲志 (監訳)	4. 巻 26
2. 論文標題 「民法典新1171条による濫用条項規制」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 188-195
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ソフィーゴドゥメ、石綿はる美 (翻訳)、齋藤哲志 (監訳)	4. 巻 26
2. 論文標題 「フランスにおける生存配偶者保護のあり方―夫婦財産法、相続法、恵与法」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 195-201
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計18件（うち招待講演 10件 / うち国際学会 8件）

1. 発表者名 Tetsushi Saito
2. 発表標題 Actualites du droit japoanis de la famille : autour de deux lois sur la filiation
3. 学会等名 Conference de Master 2 Droit prive general (Paris 2) (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 齋藤哲志
2. 発表標題 『フランス夫婦財産法』解題——「清算・分割」を論ずる前に
3. 学会等名 北海道大学法理論研究会・民事法研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Tetsushi Saito
2. 発表標題 Mise en perspective du point de vue du droit civil
3. 学会等名 Seminaire franco-japonais : Methodologie du droit compare en droit social (東京大学, COMPTRASEC de Univ. Bordeaux) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 齋藤哲志
2. 発表標題 現代フランス家族法の論点——母子関係から考える
3. 学会等名 未延財団 (招待講演)
4. 発表年 2022年



1. 発表者名 Tetsushi Saito
2. 発表標題 Assurances et Covid 19
3. 学会等名 Seminaire franco-japonais : Covid 19 et droit de l'indemnisation (東京大学, Lyon 3) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Tetsushi Saito
2. 発表標題 Les resssources familiales
3. 学会等名 Colloque franco-japonais : Droits humains des minorites sexuees, sexuelles et genres (東京大学, CERCRIID de Lyon 2) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Tetsushi Saito
2. 発表標題 Contrats tres speciaux dans le droit patrimonial de la famille
3. 学会等名 Seminaire franco-japonais de l'IRDA et de l'ARIDA : Contrats tres speciaux (関西大学, Paris 13) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Tetsushi Saito
2. 発表標題 Filiation et AMP au Japon
3. 学会等名 Forum franco-japponais : Nouvelles technologies (JSPS, 東北大学, Paris 1) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Tetsushi Saito
2. 発表標題 Les modes alternatifs de reglement des conflits en droit japonais
3. 学会等名 Conference de Master 2 Droit compare des affaires (Paris 2, オンライン) (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 齋藤哲志
2. 発表標題 贈与の使い方・使われ方ー一日仏における近時の議論を素材として
3. 学会等名 社研セミナー (東京大学社会科学研究所, オンライン)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Tetsushi Saito
2. 発表標題 Introduction historique et sociologique au droit japonais
3. 学会等名 Conference du CERCRID (Univ. Saint-Etienne) (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Tetsushi Saito
2. 発表標題 La reserve hereditaire, aspects de droit positif et de droit prospectif
3. 学会等名 Seminaire franco-japonais : Transmettre son patrimoine (Univ. Nantes, 新潟大学) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Tetsushi Saito et Eri Kasagi
2. 発表標題 Solidarite et famille en droit japonais
3. 学会等名 Congres international de l' Association Henri Capitant : Solidarites (Univ. Bordeaux) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Tetsushi Saito
2. 発表標題 Des enjeux du droit des successions au Japon : presentation de la reforme par la loi du 13 juillet 2018
3. 学会等名 Conference de l'IRDAP (Univ. Bordeaux) (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Tetsushi Saito
2. 発表標題 Le nouveau droit japonais des successions. Debats autour de la loi du 13 juillet 2018
3. 学会等名 Conference de l'Institut de recherche en droit prive (Univ. Nantes) (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Tetsushi Saito
2. 発表標題 Les modes d'aneantissement et les restitutions
3. 学会等名 Seminaire franco-japonais de l'IRDA et de l'ARIDA : Droit commun des contrats et droit economique : influences reciproques en droit francais et en droit japonais (Paris 13) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Tetsushi Saito
2. 発表標題 La reforme du droit des successions au Japon : presentation de la loi du 13 juillet 2018
3. 学会等名 Conference du laboratoire du droit civil (Paris 2) (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Tetsushi Saito
2. 発表標題 Grandes lignes du droit patrimonial de la famille au Japon
3. 学会等名 Conference de grands systemes de droits contemporains (Paris 2) (招待講演)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計8件

1. 著者名 C. Chainais, L. Cadiet, V. Egea, E. Putman et L. Weiller	4. 発行年 2023年
2. 出版社 LGDJ	5. 総ページ数 -
3. 書名 Dictionnaire des Modes Alternatifs de Resolution des Conflits (T. Saito, Tribunal de la famille au Japon) 近刊	

1. 著者名 東京大学法学部『現代と法』委員会	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 -
3. 書名 『また、法学を知りたい君へ』（「母子関係の比較法――外国法の参照は無意味か」）近刊	

1. 著者名 幡野 弘樹、齋藤 哲志、大島 梨沙、金子 敬明、石綿 はる美	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 336
3. 書名 フランス夫婦財産法	

1. 著者名 フランソワ アンセル、ベネディクト フォヴァルク=コソン、齋藤 哲志、中原 太郎	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 350
3. 書名 フランス新契約法	

1. 著者名 岩村 正彦、大村 敦志、齋藤 哲志	4. 発行年 2021年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 432
3. 書名 『現代フランス法の論点』（「相続法—「財産承継者の若返り」の理想と現実」）	

1. 著者名 宍戸 常寿、石川 博康、内海 博俊、興津 征雄、齋藤 哲志、笹倉 宏紀、松元 暢子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 272
3. 書名 『法学入門』（「法とは何か、再び—違った角度から」）	

1. 著者名 Emmanuel Aubin, Eri Kasagi, Loic Levoyer et Tetsushi Saito (dir.),	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Presses universitaires juridiques de Poitiers	5. 総ページ数 270
3. 書名 Les consequences juridiques et sociales du vieillissement. Regards croises en France et au Japon	

1. 著者名 南野森, 原田昌和, 和田俊憲, 森肇志, 興津征雄, 大内伸哉, 得津晶, 垣内秀介, 緑大輔, 安藤馨, 飯田高, 齋藤哲志, 溜箭将之, 永野仁美, 神山弘行, 島村健, 大久保直樹, 武内謙治, 水元宏典, 横溝大, 小島立, 成原慧	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 289
3. 書名 『〔新版〕法学の世界』 「フランス法—「異なる法」を学ぶ」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>Affiche du colloque  <a href="http://www.henricapitant.org/evenements/journees-internationales/titre/la-solidarite">http://www.henricapitant.org/evenements/journees-internationales/titre/la-solidarite</a>  Affiche du colloque  <a href="https://univ-droit.fr/actualites-de-la-recherche/manifestations/32381-transmettre-son-patrimoine-les-alternatives-a-la-succession-et-aux-liberalites">https://univ-droit.fr/actualites-de-la-recherche/manifestations/32381-transmettre-son-patrimoine-les-alternatives-a-la-succession-et-aux-liberalites</a>  Affiche de la conference  <a href="https://fac-droit.univ-st-etienne.fr/fr/tout-l-agenda/actualites-2019-2020/toutes-les-actualites-2019-2020/venue-de-tetsushi-saito.html">https://fac-droit.univ-st-etienne.fr/fr/tout-l-agenda/actualites-2019-2020/toutes-les-actualites-2019-2020/venue-de-tetsushi-saito.html</a>  Affiche de la conference  <a href="https://www.u-paris2.fr/fr/evenements/la-reforme-du-droit-des-successions-au-japon-presentation-de-la-loi-du-13-juillet-2018">https://www.u-paris2.fr/fr/evenements/la-reforme-du-droit-des-successions-au-japon-presentation-de-la-loi-du-13-juillet-2018</a>  Affiche du colloque  <a href="https://univ-droit.fr/actualites-de-la-recherche/manifestations/30704-droit-commun-des-contrats-et-droit-economique-influences-reciproques-en-droit-francais-et-en-droit-japonais">https://univ-droit.fr/actualites-de-la-recherche/manifestations/30704-droit-commun-des-contrats-et-droit-economique-influences-reciproques-en-droit-francais-et-en-droit-japonais</a>  Affiche de la conference  <a href="https://irdp.univ-nantes.fr/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=108&amp;Itemid=525">https://irdp.univ-nantes.fr/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=108&amp;Itemid=525</a></p>
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
主たる渡航先の主たる海外共同研究者	ゴドゥメ ソフィー  (Gaudemet Sophie)	パリ第2大学・法学部・教授	
主たる渡航先の主たる海外共同研究者	メキ ムスタファ  (Mekki Mustapha)	パリ第13大学・法学部・教授	2021.9 パリ第1大学へ移籍

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
フランス	パリ第2大学			
フランス	パリ第13大学			
フランス	リヨン第3大学	パリ第1大学		
フランス	リヨン第2大学			
フランス	ボワチエ大学			